

番号	区分	意見	回答
<b>QRコード活用金融機関窓口納付における納入済通知書等の取扱い</b>			
1	金融機関	地方税統一QRコードで収納した済通知書と原符と一緒に現物保管する予定であるが、原符は数日間程度の保管期間終了後は廃棄しても良いか。	【事務局】地方税統一QRコードを活用したeLTAX経由の収納を金融機関窓口で行った場合、中間取りまとめP2「(1) QRコード活用金融機関窓口納付における納入済通知書等の取扱い(考え方)」により納入済通知書を保管いただく必要があります。原符の取扱いについては、各金融機関において判断いただいて構いません。
2	金融機関	eLTAX経由で収納した窓口収納分の納入済通知書は、会計管理者による指定金融機関等の検査または監査（地方自治法施行令第168条の4第1項）の対象となるか。	【事務局】各地方団体が地方税共同機構に収納事務を行わせ、地方税共同機構がその事務の一部を金融機関に委託する仕組みを活用することから、各地方団体は地方税共同機構に、地方税共同機構は金融機関に事務の適正な執行を求めることになると思います。
<b>「支払期限」経過後の取扱い</b>			
3	地方団体	「地方税統一QRコードの活用に係る検討会 中間取りまとめ 令和4年1月」の4頁の上から2番目の○書きでは、「他方、金融機関窓口納付については、次の事情もあることから、「支払期限」後であっても、地方税統一QRコードから読み取った情報をeLTAX経由で地方団体に送付する。」とあり、また、4番目の○書きでは、「○地方団体は、収納受付金融機関が一括伝送フォーマットに従い送信する「収納日」（納税者が金融機関に支払った日）をもとに延滞金の計算を行い、当該延滞金に係る納付書を別途発行する。」とあります。 本市では、市内の指定金融機関等との間に、金融機関窓口納付の際に延滞金も徴収するよう契約を締結していますので、金融機関窓口が納付書の期限を過ぎてQR納付を受ける場合には、状況に応じて延滞金の徴収も可能となるような仕組みをお願いしたい。	【事務局】地方税統一QRコードを活用したeLTAX経由の収納の場合は、すべての金融機関においてすべての地方団体の納付書が収納可能となることから、ご認識のとおりのお取り扱いとしております。御理解をいただけますと幸いです。 なお、指定金融機関等の契約により、今後も従来の取扱いを継続することは差し支えありません。
4	金融機関	「金融機関から伝送されるデータから課税案件の特定が困難な場合（一定期間経過後の納付書を想定）には、地方団体は金融機関に対し、速やかに問い合わせを行う」とあるが、一定期間の目安があればご教示いただきたい。 また、「金融機関は一定期間保管している証拠書類をもとに納税義務者名等を回答する」とあるが、一定期間保管している証拠書類とは、納入済通知書の本体またはイメージデータを指すとの理解でよいか。	【事務局】前段については、例えば、納付書発行後10数年経過しており、地方団体において伝送データからは課税案件の特定が困難であるような場合を想定しておりました。 後段については、中間取りまとめP4「(2) 「支払期限」経過後の取扱い(考え方)」において、「金融機関は、P2により保管する証拠書類等をもとに納税義務者名等を回答する」こととしております。
5	金融機関	(2)「支払期限」経過後の取扱い(考え方) 「地方団体は金融機関に対し問合せを行う」とありますが、この問い合わせ先は、今後、金融機関に照会があるとの理解でよろしいでしょうか。 当行は受持ちエリアを所管する貯金事務センター（全国11か所）を問い合わせ先として届け出したいと考えています。 また、調査時に問い合わせ先に通知いただく情報を整理していただきますようお願いいたします。（地方団体名（地方公共団体コード）、収納日、金額、税目、案件特定キー、チャネル区分（窓口、スマホ収納）等）	【地方税共同機構】 関係機関とも協議のうえ、金融機関及び地方団体の問合せ先を一覧化し、ホームページ等で情報共有させていただくことを検討させていただきます。 なお、令和4年度中においては、金融機関及び地方団体間で納付書の読取テスト等に係る問合せが発生することも想定されることから、ご質問の支払期限経過後の納付書に係る問合せ等と併せて連絡先の確認をさせていただき、令和4年度の第1四半期を目途にホームページ等での情報共有を行う想定です。
<b>QRコード破損等による読取エラー時の処理方法</b>			
6	金融機関	資料1項番5 回答に「金融機関窓口における収納受付前の運用については、各金融機関において判断」との記述があるが、「収納受付前の運用」とは具体的に何を意味しているのか。	【事務局】「金融機関窓口において収納を受け付けるか否かなど収納受付前の運用」としているとおり、金融機関窓口においてQRコード付き納付書をもとに収納を受け付ける前の事務全般を意図しています。

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第4回）への意見・回答

番号	区分	意見	回答
7	地方 団体	資料1項番6,7 QRコードの読取が出来なかった場合の納付書と資金の取次について、納税者・地方公共団体の双方に、取次手数料は別個では発生しないという認識でよいか。 負担の有無や金額については、全銀協として統一しておいて頂けないか。（発生する都度、個別に金融機関と地方公共団体で調整するのは煩雑であるし、不公平を招きうる。）	<b>【全銀協】</b> QRコードの読取ができなかった場合の納付書と資金の取次に関しては、従来の方法およびルート、すなわち既存の指定金制度の枠組みで対応されるものと理解しております。 「取次」に関しては、指定契約のない金融機関が納付を受付けた際に、指定契約のある指定金等に納付書・資金を「取次ぐ」ものと承知しており、各金融機関が顧客サービスとして対応されているものであることから、その手数料や対応方法については各金融機関が独自に定めるべきものであるところ、業界団体である全銀協として統一する立場にはなく、回答は差し控えさせていただきたく存じます。 なお、上記前提であるところ、実態としては、取次手数料は別個で発生する場合も想定され、負担の有無や金額は各金融機関で区々となる場合もあり得るものと理解しております。
8	金融 機関	資料1項番6,7,33 統一QRコードの読取りエラー時において、「取次ぎ」により、納付書と受付資金を受付銀行と指定金間で授受する場合、当該納付書は印紙税の課税文書（領収証書）となるとの理解でよいか。 この場合、明らかに納税者側に帰責事由があると思われる破損（納付書の破れ、欠損、インク類による汚れ等）のときは、納税者に印紙代の負担を求めてもよいか。また、印紙代の負担が断られた場合、納付書の再発行を促してもよいか。	<b>【事務局】</b> 「取次ぎ」の場合には、地方税法に基づく特定徴収金の収納ではないことから、印紙税の取扱いを含め、従来の方法及びルートにより、納付書及び当該地方団体の徴収金を取り次ぐこととなります。
9	金融 機関	QRコード破損等による読取エラー時の取扱いについて、＜上記以外の場合＞（指定金等以外の場合）は、事案が生じた都度、収納受付金融機関と地公体で協議のうえ、対応方法を決定するとされているが、地公体との協議（連絡）は不要とし、現行通り「取次ぎ」により指定金融機関あて送付する取扱いを許容していただきたい（後続処理の時限への影響があるため）。	<b>【事務局】</b> 中間取りまとめの内容を踏まえ、関係機関において、適切に運用いただきますようお願いいたします。
10	金融 機関	外見上、地方税統一QRコードに汚損破損が確認できず、銀行の読取機器の性能等によりQRコードの読み取りできなかった納付書については「済通知書」に「QR読取不可」のようなゴム判記載をして地公体に回付しても良いか。 <b>【趣旨】</b> 万が一のケースと思われるが、外見上問題ないにも拘わらず読取りできなかったことが分かるような表示を検討したいため。	<b>【事務局】</b> 納付書にゴム判記載を行うことは差し支えないと考えますが、中間取りまとめP.7「（4）QRコード破損等による読取エラー時の処理方法（考え方）」に従って処理いただくこととなります。
11	金融 機関	資料1項番8 回答欄に「納付書の券面情報に記載されていないデータ項目の入力の定義については、運用開始までに改めてお示しさせていただきます」とありますが、当行においてはQRコード読取エラー時の対応が可能となるようシステム開発を行い、テストを実施する必要があります。 QRコード読取りエラー時のデータ作成の要件について、早期に決定し、ご提示いただきますようお願いいたします。	<b>【地方税共同機構】</b> QRコード読取エラー時の一括伝送データの作成については、MPN運営機構とも調整の上、令和3年度中にお示しさせていただき予定です。
12	金融 機関	資料1項番8 納付書の券面情報に記載されていないデータ項目の入力の定義について早急に提示いただくようお願いいたします。提示いただけない場合、システム制御できず、エラー時の事務負担増加・事務ミスに繋がりがかねないと懸念致します。 こちらも当仕様が確定していないのであれば、金融機関側のシステム要件定義が中途半端になる懸念を感じているものです。	<b>【地方税共同機構】</b> QRコードの破損等による読取不能時の一括伝送データの入力の定義については、令和3年度中にお示しさせていただき予定です。
13	金融 機関	資料1項番11 データフォーマット及びデータの設定例について早急に提示いただくようお願いいたします。システム開発の遅延や手戻の発生原因となります。	

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第4回）への意見・回答

番号	区分	意見	回答
<b>一括伝送方式事前取決事項等</b>			
14	金融機関	地方税統一QRコードの納入済通知書とデータの保管期間等を定める一括伝送事前取決事項はいつ頃決まる予定か。	<p>【地方税共同機構】</p> <p>・スケジュールとして記載頂いているとおり、一括伝送事前取決め事項は令和4年4月頃までに確定をする予定です。</p> <p>・なお、当該項目については今までのQR活用検討会での議論を反映した上で、MPN仕様で求められている期間と同様の期間、「納入済通知書（またはイメージデータ）保管5営業日・データ保管期間7年間」との各保管期間をお示しさせて頂いております。今後新たなご議論なければ、既にお伝えした保管期間で確定される予定です。</p>
<b>地方税統一QRコード以外のQRコードの印字について</b>			
15	金融機関	地公体と金融機関双方の事務効率化のため、eLTAX収納対象外の料金等についてもQRコードを活用した収納ができないか検討している。地方税統一QRコード以外のQRコードを納入済通知書や原符の「裏面」に印刷することは許容されるか。	<p>【事務局】現時点においては、中間取りまとめP8「（5）地方税統一QRコード以外のQRコードの印字について（考え方）」のほか特段の定めはありません。今後、他の機関が定める帳票に係るガイドライン等を参照の上、ご対応ください。</p>
<b>金融機関における地方税統一QRコードの読取りテスト</b>			
16	地方団体	<p>「いずれの地方団体の指定金融機関となっていない金融機関は、現在、最も地方税取扱件数の多い地方団体に対し、地方税統一QRコード付きの納付書送付を依頼し、当該地方団体は送付する（送付枚数等は、各金融機関から各地方団体に伝達）。」</p> <p>とありますが、以下ご教授ください。</p> <p>①送付可能な納付書の枚数については限りがあり、各金融機関の依頼に対応できない場合が想定されます。そこで、全銀協様に現在どこの自治体に依頼を想定しているのか各金融機関に対して調査して頂くことは可能でしょうか。それを元に準備可能な範囲で帳票の枚数確保を実施させて頂きたく存じます。</p> <p>②各金融機関から連絡がくる場合には、どこの部署に連絡が来ますでしょうか。総務省様から担当者を金融機関にお知らせしたりしていますでしょうか。</p>	<p>【全銀協】</p> <p>①関係機関とも協議の上、会員銀行がどの地方団体に対して読取テストのための納付書の送付を依頼する想定であるか等を調査することを検討させていただきます。</p> <p>【地方税共同機構】</p> <p>②関係機関とも協議の上、金融機関及び地方団体の問合せ先を一覧化し、ホームページ等で情報共有させていただくことを検討させていただきます。</p> <p>なお、令和4年度中においては、ご質問のように金融機関及び地方団体間で納付書の読取テスト等に係る問合せが発生することも想定されることから、支払期限経過後の納付書に係る問合せ等と併せて連絡先の確認をさせていただき、令和4年度の第1四半期を目途にホームページ等での情報共有を行う想定です。</p>
17	金融機関	統一QRコードの読取りテスト実施のため、統一QRコード付き納付書の提出を地公体へ依頼したい。総務省から各地公体へ統一QRコード付き納付書を早期に準備し、金融機関へ提出するよう要請することは可能か。	<p>【事務局】地方団体へ早期に準備・送付を行うよう呼びかけることを検討します。</p>
18	金融機関	資料1項番36 金融機関のやむを得ない事情により2023/4に地方税統一QRコードの読取対応が間に合わない場合、テストにおいても金融機関側のシステム開発が完了しない限り実施できないことになるため、必ずしも全金融機関期間が2023/4スタートを前提としたテストは可能ではありません。あるべき姿は理解するものの、2023/4スタート以外の場合の整理はご提示頂きたい。	<p>【地方税共同機構】</p> <p>全ての金融機関が令和5年4月に運用を開始することを想定していますが、仮にご質問のように令和5年4月よりも後の運用開始となる場合には、運用開始の準備ができたタイミングでMPNのテストスケジュールも踏まえ別途調整等させていただくものと考えます。</p>
<b>帳票関係</b>			
19	金融機関	地公体の独自帳票への統一QRコードの印刷位置については、関係機関と調整を行うとされているが、納入済通知書ではなく原符のみに印刷しようとしている地公体がある。この場合、全国の地公体の納付書を取り扱う金融機関としては、統一QRコードを見落とす恐れがあるため、納入済通知書へ印刷することを推奨できないか。	<p>【事務局】ご意見を踏まえ、ゆうちょ銀行「カク公」帳票、ペイジー帳票以外の帳票においても、地方税統一QRコードを納入済通知書へ印字することとして、第5回検討会の中でお示しします。</p>
20	金融機関	給与所得に係る特別徴収について、当面QRコードを活用しないと検討会の中で整理済みではありますが、税額申告後に納付書が配布されるケースがある現状を鑑み、地方税法施行規則の第五号の十五様式について、QRコードの位置等を示す予定があるのか（様式改正を行う予定があるか）確認したい。	<p>【事務局】現時点では、施行規則の第五号の十五様式について、改正等によりQRコードの位置等を示す予定はありません。</p>

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第4回）への意見・回答

番号	区分	意見	回答
21	ベンダー	ガイドライン・ルール等の公開時期について、MPN運営機構様・代理収納サービス協会様は年度内の公表を想定されているとのことですが、ゆうちょ銀行様・地方税共同機構様は公開時期未定とされています。ガイドライン・ルールが全て明らかにならなければ、パッケージシステムとしての標準帳票を設計できず、ユーザである地方団体様に使用する納付書様式を選択、帳票校正、審査手続きなどを進めていただくことができません。ゆうちょ銀行様・地方税共同機構様におかれましても、年度内には公表していただけようをお願いいたします。	<p>【ゆうちょ銀行】承知いたしました。当行の様式基準も年度内の公表を予定しています。</p> <p>【地方税共同機構】次の3点について納付書への記載方法について、第5回検討回にてお示しさせていただく予定です。</p> <p>①地方税統一QRコードであることを示す文言                  ②案件特定キー等の記載方法、納付書へ記載する際の&lt;〇〇番号&gt;の文言                  ③共通納税に対応した納付書であることを示すためのマーク</p>
<b>証券の取扱いについて</b>			
22	金融機関	他店券の取り扱いはいつまでに決定する見込みでしょうか。 ※金融機関によっては、他店券の受付可否を勘定系ホスト送信用の取引画面内で認めるか認めないかサインを立てるケースがあると認識しています。そのため、他店券の取扱い可否によって、金融機関側のシステム開発の範囲が変わる可能性があるものです。	【事務局】第5回検討会にて議題とさせていただきます。
<b>機構API関連</b>			
23	金融機関	「API利用事業者向けインターフェース仕様書（案）」をRFI資料として提供することだが、資料交付が2022年1月7日（金）までと既に終了している。改めて提供の機会をいただきたい。	【地方税共同機構】資料提供は可能ですので、個別に調整させていただければと存じます。
24	金融機関	資料1項番14,15 前回検討会でスマホアプリ向けAPIの説明があったが、本件は多重納付防止のための活用例の紹介で、今後も、各金融機関のシステムから共通納税システムAPIへの接続を必須とするものでないとの理解でよいか。	【地方税共同機構】ご認識のとおりです。金融機関窓口での収納については、一括伝送方式での対応が原則と認識しており、ご質問のように金融機関システムから共通納税システムAPIへの接続は必須とされておりません。

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第4回）への意見・回答

番号	区分	意見	回答
<b>スケジュール</b>			
25	ベンダー	<p>資料1 項番17.19.21.25.29～31</p> <p>以下に示すとおり、本検討会質疑の回答に記載されているとおり仕様・テスト要領・運用等で今後開示予定とされる資料・情報がございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・No.17の回答（抜粋） 年度内には基幹税務システムから共通納税システムに納付書情報（納付情報）をアップロードするためのインターフェースに係る仕様書の案をお示しする予定です。</li> <li>・No.19の回答（抜粋） コンビニ事業者及びゆうちょ銀行における帳票審査については、別途提示される予定です。</li> <li>・No.21の回答（抜粋） 【MPN運営機構】地方税共同機構、ゆうちょ銀行と相談のうえ、どのような資料をいつ公開をするのかを検討します(遅くとも年度内を想定します)。</li> <li>・No.25の回答（抜粋） 【地方税共同機構】ご質問の「地方税統一QRコードであることが分かるような表示」を地方団体の発行する納付書に印字等いただくためには、地方団体における調整等も必要なことからなるべく速やかにお示しさせていただくことが必要と考えております。公表時期については未定ですが、いただいたご意見も踏まえ速やかに検討を進めさせていただきます。</li> <li>・No.29～31の回答（抜粋） 【代理収納サービス協会】テストに関する統一ルールの策定とあわせて、テストの簡素化をはかるべく検討を進めております。この内容に関しては、今年度(2022年3月まで)中のガイドライン改定のタイミングと同じくご案内できればと考えております。</li> </ul> <p>これらの発出予定の情報について、情報開示予定一覧を公開いただけないでしょうか（資料名、内容、開示予定次期、発出元組織等の掲載を希望）。今後の帳票審査、連動試験、本番運用開始の準備に向け、金融機関様⇄地方団体様⇄システムベンダ等の中で具体的なスケジュール調整を順次開始していく時期に差し掛かりますが、上記の情報公開時期は全地方団体様・システムベンダ等において、今後の各イベントのスケジュール調整時に重要な判断材料となり、総務省様等から公開された情報開示予定を共有できればスムーズに進められると考えております。</p>	<p>【事務局】現時点での予定を別紙のとおりお示しします。</p>
<b>その他</b>			
26	金融機関	<p>資料1 項番2</p> <p>当項目に限らず、「QRコード以外で追加で入力が必要な情報の特定」する項目については速やかに、特定をしていただきたい。追加入力項目のみ直接入力可能として、他の項目はシステム一意等にする事で少しでも実務負荷の軽減を図ることを検討しているが、当仕様が確定しないと金融機関側のシステムに関する要件定義が中途半端になる懸念を感じているものです。</p>	<p>【事務局】MPN運営機構、地方税共同機構とも連携の上、早期にお示しできるよう検討してまいります。</p>
27	金融機関	<p>第3回資料1 項番48</p> <p>自動車税の納付書については、1社で4,000枚の納付書を持ち込む事業者があり、統一QRコードの読取りを営業店窓口で行う（離島の営業店を複数抱えているため、納付書の搬送を要する事務センターでの読取り対応は行わない）金融機関では、受付日に統一QRコードの読取りを完了させることは不可能である。</p> <p>このような場合、「やむを得ない場合」として、従来どおりの納付書による取扱いが許容されるか確認したい。</p>	<p>【事務局】金融機関・地方団体双方の事務負担軽減のため、地方税統一QRコードが印字された納付書については、原則として当該QRコードを読み取っていただくことを想定しています。例えば、御指摘のケースに限り事務センターでの読取りを行うことなどを御検討いただけますと幸いです。その他、個別の事情については各金融機関において御判断ください。</p>

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第4回）への意見・回答

番号	区分	意見	回答
28	金融機関	第3回資料1項番49,50 営業店で統一QRコードの読取りを行う金融機関の場合、派出所には営業店端末がないためQRコード読取りができない。 派出所で受け付けたQRコード付き納付書については、「やむを得ない場合」として、従来どおりの納付書による取扱いが許容されるか確認したい。	【事務局】金融機関・地方団体双方の事務負担軽減のため、地方税統一QRコードが印字された納付書については、原則として当該QRコードを読み取っていただくことを想定しています。例えば、御指摘のケースに限り事務センターでの読取りを行うことなどを御検討いただけますと幸いです。その他、個別の事情については各金融機関において御判断ください。
29	金融機関	第3回資料1項番50 統一QRコード付納付書については、原則としてQRコード読取りによる処理を優先する方針だが、事情により、ペイジー収納で処理することも許容されるか（例えば、窓口では、QRコード読取りによる処理を行うが、ATMではペイジー収納のみの対応になる等）	【事務局】金融機関・地方団体双方の事務負担軽減のため、地方税統一QRコードが印字された納付書については、原則として当該QRコードを読み取っていただくことを想定しておりますが、個別の事情については、各金融機関において御判断ください。
30	事業者団体	資料2 P.3 「私人委託制度から指定納付受託者制度への移行が推奨されているところ」とあるが、これはどなたからどなた宛の推奨であるのか？『推奨』の意図を確認させていただきたい。	【事務局】「地方自治法等における指定納付受託者制度の導入について（令和3年4月1日付総行第92号総務省自治行政局長通知）」における記載（「令第158条、第158条の2等、地方自治法第243条の「法律又はこれに基づく政令の特別の定め」に基づいて公金の収納等の権限を私人に委任する仕組み（以下「私人委託制度」という。）は、地方公共団体に代位して収納等を行うという制度の性質上、地方公共団体の収納の方法に準じなければならない、現金による収納を原則としていることから、スマートフォンアプリ等を利用した決済方法による納付やポイントによる支払等を制度上予定したものではないこと等を踏まえ、可能な限り早期に指定納付受託者制度に移行するよう積極的に取り組んでいただきたいこと。）を踏まえたものです。

(項番25別紙)

団体名	資料名	資料内容	公開予定時期 (公開先等)	発出元
ゆうちょ銀行	地方税統一QRコード様式の作成基準	地方税統一QRコード様式の作成基準 ※帳票審査、読取りテストに関することを含む。	令和4年3月 ※地方団体への発出を想定。	ゆうちょ銀行
MPN運営機構	MPN標準帳票ガイドライン、同別紙「標準帳票仕様書」	地方税QRコードの印字位置の案内、MPN準拠帳票を作成する際の留意点	令和3年度中(2022年3月)に改訂方針を提示、改訂版ドキュメントは4~5月に提示予定 ※MPN運営機構および推進協議会からMPN会員(金融機関、地公体、ベンダー)へ公開を想定。 ※『MPN標準帳票ガイドライン、同別紙「標準帳票仕様書」』については、全地方団体への展開を想定(MPN非会員の地方団体を含む)。	MPN運営機構・MPN推進協議会
	MPNサービス仕様書、同別冊地公体業務編	税目・料金番号の追加、eLTAXを経由する申告税において納付区分(16桁)に税目・料金番号(3桁)に続いて地公体コード(5桁)を追加する、一括消込データのMPNセンタへの送信時限の変更する		
	MPNインタフェース仕様書	QRコードを利用する場合の入力区分の設定値を定義		
キャッシュレス推進協議会	JPQR仕様書	地方税統一QRコードのJPQR仕様について	公開時期は、今後関係機関との調整等の上、決定。	キャッシュレス推進協議会
日本代理収納サービス協会	「GS1-128 シンボルによる標準料金代理収納ガイドライン」	コンビニ収納用バーコードとQRコードの併存について(QR印字位置の基準を含む)	令和3年度中	流通システム開発センター
	「地方税統一QRコード運用に伴うコンビニ収納用納付書の読取等テスト対応について」(仮称)	読取等テストの簡素化について	令和3年度中	日本代理収納サービス協会(予定)
地方税共同機構	(仮)納付書への記載方法	「地方税統一QRコードであることがわかるような表示」、「案件特定キー等を記載する際の<〇〇番号>の表示」、「共通納税に対応した納付書であることを示すマーク」等の決定内容をお示しする資料	令和4年3月 (第5回検討会において公開予定)	地方税共同機構
	地方団体向け各種仕様書・テスト計画等	基幹税務システムから共通納税システムに納付書情報(納付情報)をアップロードするためのインターフェース等に係る仕様書	令和4年2月以降順次 (地方税共同機構の地方団体向けホームページに、公開予定のドキュメントごとに公開予定時期を掲載中) (基幹税務システムベンダは地方団体経由で入手)	
	一括伝送方式事前取決め事項	一括伝送方式に係る事前取決め事項を明記した資料	令和4年4月以前	
	クレジット対応に係るインターフェース仕様書	共通納税システムの納付手段拡大を実現するための、eLTAXとクレジットカード事業者との接続に係るインターフェース仕様書	令和4年4月 (地方税共同機構のホームページにて調達の実施を公表予定) (インターフェース仕様書は調達参加者に提供予定)	
	API利用事業者に係るインターフェース仕様書	共通納税システムの納付手段拡大を実現するための、eLTAXとAPI利用事業者(〇〇Pay等)との接続に係るインターフェース仕様書	令和4年4月 (地方税共同機構のホームページにて調達の実施を公表予定) (インターフェース仕様書は調達参加者に提供予定)	